

個人事業者の必要経費

— 確定申告に向けて

個人事業者は、毎年1月1日から12月31日までが事業年度で、12月が決算月になります。年が明けると確定申告ですが、どのような支出が必要経費になるのかは大きな関心事だと思います。

個人で事業を営み収入を得ている個人事業者（税法では事業所得者といいます）であっても、この1年間、事業による儲けを正しく掴むことは税務申告のためだけでなく、事業経営のためにも不可欠です。

個人事業者の儲け（事業所得）は、事業による収入（総収入金額）から、必要経費をマイナスして計算しますので、これらを正しく計上しなければなりません。

$$\text{事業所得} = \text{収入(総収入金額)} - \text{必要経費}$$

※事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師、弁護士などの事業によって得られる所得のことで、不動産の賃貸収入や山林の譲渡による所得は、原則として、不動産所得や山林所得になります。

収入になるもの

個人事業者の収入（総収入金額）は、商売による売上や商売に伴って得た収入が該当します。

収入(総収入金額)になるもの

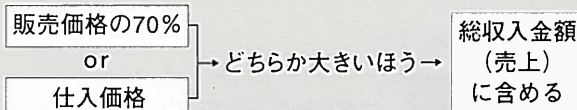
- ① 事業による売上
- ② 商品を自家消費や贈与したときのその商品価格
- ③ 従業員への貸付金の利子
- ④ 仕入割引やリベート
- ⑤ 空箱や作業くずなどの売却代金
- ⑥ たな卸資産の損失による保険金や損害賠償金
- ⑦ 金銭以外の物や権利などによる収入
- ⑧ 買掛金の債務免除益
- ⑨ 雇用調整助成金、定年引上げ等奨励金 など



Point 自家消費は収入に含める

個人事業では、販売用に仕入れた商品をお自分や家族のために使ったり（自家消費）、あげてしまったり（贈与）することがありますが、このようなときは、売上に含めなければなりません。具体的には、販売価格の70%相当額と仕入価格とを比較して大きい方の金額を売上に含めます。

商品を自家消費（あるいは贈与）したとき



(例) 販売価格が10万円、仕入価格6万円の商品を自家消費した場合には、
10万円×70%=7万円>6万円 ∴7万円を売上に含めます。

必要経費になるもの、ならないもの

個人事業者が支出した費用は、販売した商品の仕入代金をはじめ、広告宣伝費、従業員の給与、水道光熱費などの販売費・一般管理費、その他商売を行ううえで必要な費用であれば必要経費になります。

しかし、自分や家族の生活費、医療費、娯楽費などは、商売のための支出ではないため、家事費として必要経費にはならないので、しっかりと区分しましょう。

業務上の経費(必要経費になるもの)

- ①売上原価(販売した商品の仕入代金)
- ②給与、賃金(福利厚生費を含む)
- ③事業用資金の借入金の利子
- ④交際費(個人的なものを除く)
- ⑤広告宣伝費
- ⑥貸倒引当金
- ⑦事業税
- ⑧その他、業務に必要な費用 など

家事費(必要経費にならないもの)

- ①自分や家族の生活費
- ②家族で食事に行った費用
- ③医療費
- ④娯楽のための費用 など

Point 家事関連費は合理的な按分が必要

個人事業者は、店舗と住宅が併用であったり、自動車を事業にもプライベートにも使用するなど、家事費と事業上の必要経費が混在している費用があります。これを家事関連費といい、店舗併用住宅の水道光熱費や地代家賃などがこれに該当します。家事関連費も、原則は必要経費にはなりません。業務上必要な部分を明らかにし、合理的な方法で按分すれば、事業に必要な部分については必要経費になります。

家事関連費と按分方法

店舗(事務所)併用住宅の地代・家賃、損害保険料、減価償却費、修繕費、固定資産税、建物にかかる保険、住宅ローンの利息	面積、使用度合、使用時間
水道光熱費(水道代、電気代、ガス代)、電話代、インターネット接続料	使用時間、使用頻度 電灯の数、照明器具のワット数など
事業と生活用に利用する自動車の保険料、自動車税、車検代など	運行記録簿などから業務に使用した部分を明らかにする

店舗(事務所)併用住宅であれば、業務日誌などで使用時間を記録したり、自動車であれば運行記録簿などで、業務に使用した日時、行先、業務内容、走行距離メーターの始針・終針などを記録しておくといよいでしょう。

また、家事関連費の証拠資料として、料金の明細書などをきちんと保管しておきます。

※記録は事業で使用した部分がわかればよいので、家事で使用した部分まで記録する必要ありません。

Point 家族に支払う家賃や給料に注意

青色申告を行っている事業者は、奥さんや子供(生計を一緒にしている家族)に支払った給料であっても、青色専従者給与^(※)として経費になります。その場合、奥さんや子供は配偶者控除、扶養控除の対象からはずれることとなります。

※事前に税務署に「青色専従者給与に関する届出書」で、奥さんや子供の業務内容、給与額等を届け出なければなりません。

青色専従者給与の要件

- 15歳以上の親族であること
- 1年のうち、6か月超の期間、専らその事業に従事していること

※学生や他に仕事を持っている人は、6か月超、事業に従事していたとしても、原則として専従者にはなりません。アルバイトやパートで働く期間のある場合は、注意してください。

【お詫びと訂正】

11月号・税務「災害に遭ったときの税務上の措置」・5頁右段に誤りがありました。上から16行目「簡易課税制度の適用を取り止めることが認められています。」について、正しくは、「簡易課税制度の適用を受けることができます。」でした。お詫びして訂正いたします。

今月の ワンポイント 実務

会計 自社の今年1年の経営を振り返ってみましょう

中小企業にとって、厳しい経営環境が続いていますが、貴社ではこの1年間、業績向上、資金繰り、人事労務などの問題に取り組んでこられたと思います。年末にあたり、その成果をチェックしてみましょう。